

令和4年8月1日

療養費 施術機関 各位

神奈川県国民健康保険団体連合会

後期高齢者の窓口負担割合 2割化について

標記については、令和4年1月4日付保発 0104 第1号「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の公布について」により、後期高齢者窓口負担割合 2割化が、令和4年10月1日に施行されます。

(1) 窓口負担割合の細分化

令和4年10月施術分から、一定以上の所得のある方（75歳以上の方等）は、現役並所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担が2割となります。

<現行（令和4年9月施術分まで）>

区分	負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者	1割



<令和4年10月施術分以降>

区分	負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者 (一定以上所得のある方)	2割
一般所得者	1割

(2) 外来療養の限度額に関する配慮措置について

療養の給付については、長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担となった外来患者について、1割負担の場合と比べたときの1月分の負担増が最大でも月3,000円に収まるような措置が導入されますが、療養費については、請求時での現物給付はありません。

したがって、これまでどおり、施術療養費に後期高齢者被保険者証に記載されている「一部負担金の割合」を乗じた額を窓口で受領してください。

裏面あり

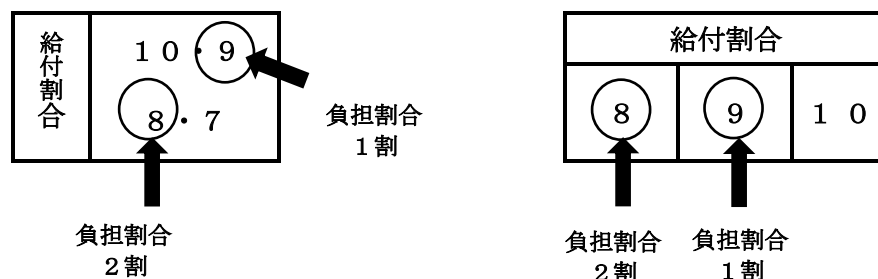
(3) 後期高齢者医療柔道整復施術療養費請求書及び後期高齢者医療鍼灸・マッサージ施術療養費請求書の記載について

請求書の記載については、8割及び9割給付のレセプトを合算して「入院外：区分 78」に記載してください

区 分		件 数	施術実日数	施術に要した費用額	備 考
後期 高齢者	請求	7割	76		
		9割	78		
	決定	7割	76		
		9割	78		

(4) 支給申請書給付割合欄の記載について

柔道整復施術療養費については、令和4年5月27日付保医発0527第2号「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について及びあはき療養費については令和4年5月31日付事務連絡「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」の一部改正により、支給申請書にある給付割合欄の該当する給付割合を○で囲むこととなりました。



※「08：高外一」で8割又は9割に○の囲みがない場合、「給付割合不明」で返戻となりますのでご注意ください。

【事務担当】 審査部審査第四課

柔 整 係 TEL 045-329-3430 (柔道整復施術療養費)

療 養 費 係 TEL 045-329-3433 (あはき療養費)